



合理的法治国家と国民的権力国家 : M・ウェーバー の近代国家論

中村, 健吾

(Citation)

社会学雑誌, 7:218-246

(Issue Date)

1990-03-30

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81010787>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81010787>



合理的法治国家と国民的権力国家

— M・ウェーバーの近代国家論 —

中 村 健 吾

はじめに

一九五〇年代の西ドイツにおけるJ・ヴィンケルマンとW・J・モムゼンとの論争¹⁾をはじめとして、M・ウェーバー像が、相互の結びつきを欠きながら別個に描かれてきた。一方では、近代資本主義のみならず近代民主制の土台ともなった禁欲的プロテスタンティズムのエートスを析出することによって、「良心の自由」を起源とする人権思想ないし近代人の内面的自律の精神がもつかけがえのなきを強調し、もって第一次大戦後のドイツにおける議会制の導入を熱烈に擁護した自由主義の闘士としてのウェーバー像が語られてきた。戦後のわが国における社会科学が、主としてウェーバーのこうした合理主義的にしてリベラルな側面を目的意識的に受容したことは言うまでもない。他方に

において、G・ルカーチ、J・P・メイヤー²⁾、W・J・モムゼンを代表的な論者として、ウェーバーの政治思想がもつ非民主主義的な側面や帝国主義へのコミットメントを強調する解釈が存在し、リベラルなウェーバー像に対して疑問を投げかけている。それぞれのウェーバー像は確かにこの複雑な思想家の重要な側面をとりあげているのであるが、評者が依拠する価値観点によって一方の側面だけが過度に強調されているように思われる。ある意味でそのような解釈の一面性は、広大な裾野をもつ思想家の解釈においては避けられないものかもしれない。しかし、リベラリストとしてのウェーバー像とナシヨナリストとしてのウェーバー像とを整合的に結びつけようような解釈が、かれの社会学的遺産の今日的意義と境界の双方を見定めるために問われていると言えよう。

周知の通り、ウェーバーは国家そのものを主題的に論究する「国家社会学」の執筆を企図しながら³⁾、ついにままと

った論述を残すことなく世を去った。しかし、かれ自身が「完全な社会学的国家論の概論」という性格付けを与えている⁽⁴⁾、『社会経済学要綱』への寄稿論文——「支配の社会学」——や、ドイツの政治的将来を論じた時事的な諸論文のなかには、今日の国家と政治を分析する際にも活用されるべき貴重な諸概念を見出すことができる。と同時に、モムゼンが抽出したような、カール・シュミットによつて容易に権威主義的方向へと解釈がえされうる要素が、とくにウェーバーの議会制と指導者民主制をめぐる議論のなかに存在することも否定し難いように思われる⁽⁵⁾。本稿はウェーバーの政治社会学のなかでも特にかれの近代国家論をとりあげ、そこに内在する「合理的国家」像と「権力国家」像との緊張に着目し、両者の関係を吟味することを通じて、対立するウェーバー像の間に一つの架橋を試みたものである。ただしここでは紙幅の制約もあって、ウェーバーをして二つの相剋せる国家像を表象せしめた当時のドイツの政治的・社会的・思想的文脈にかんする立ち入った言及は控えざるを得ない。この点については稿を改め検討するつもりである。

一 「合理的国家」の位相

ウェーバーの社会学を貫く根底的な問題意識の一つが、

西洋の近代文化が獲得した独特の「合理主義」の淵源、その固有性、そしてその将来を見通さんとする「普遍的な諸問題」であつたことはよく知られている。ウェーバーの国家論はまずもつて、こうした西洋合理主義の探究という問題関心の内部に位置している。この視角から見るとき、西洋近代国家は次のような特徴を示すことになる。「そもそも合理的に制定された『憲法』および合理的に制定された法律をそなえ、合理的に制定された諸規則、すなわち、『法規』にもとづいて専門官僚による行政が行われるような、そうした政治的アンシュタルトという意味での国家なるものが、……以上のような決定的な諸特徴の結びつきをその本質として姿を現してきたのは、西洋でだけ見られたことがらであつた⁽⁷⁾。そしてウェーバーは合理的な法律と専門官僚制を備えた近代国家を、『一般社会経済史要論』において「合理的国家 (der rationale Staat)」と規定したのである。ここで「合理的国家」の指標とされている官僚制は「合法的支配」の「もつとも純粹な型」であり、合理的に制定された法律は「合法的支配」にとつての根本的な構成要件に属する。「合理的国家」という概念は「合法的支配」の概念に対応するかたちで構成されているのである。それゆえ「合理的国家」のトータルな性格をみるために先ずは「合法的支配」の理念型を吟味し、そのうえで「合理的国家」を構成する諸要素を見ていくことにしよう。

(1) 合法的支配の近代性 ——「非人格性」——

ウェーバーは支配の類型論のなかで、支配の妥当根拠、すなわち被支配者の自発的服従を内面から根拠付けている信念の内容(支配の正当性)と、この信念によつて規定される支配者、行政幹部、被支配者間の関係(支配の構造)という二つの因子を分類の基準としつつ、合法的支配、伝統的支配、カリスマ的支配という有名な三つの理念型を組み立てた。ここで問題にする合法的支配は近代的な支配類型として位置付けられており、その正当性根拠は形式的に正しい手続きをもつて定められた規則(制定された法律)にしたがつて支配が行われる点に求められている。その際、伝統的支配やカリスマ的支配から合法的支配を区別する最大の徴表は、合法的支配においてはその正当性根拠が特定の具体的な支配者人格への内面的な帰依から解放されているという「非人格性(Unpersönlichkeit)」にあると言えよう。絶対主義国家をも含む伝統的支配においては、神聖視された伝統が拘束する以外の領域では支配者の恣意的な判断や決定が裁判と行政を支配しているばかりでなく、西洋中世のレーエン制国家に端的にみられるように、個人が行使する「権利」はかれの具体的な人格に帰属する「特権」なのであって、かれの人格から分離された客観的な「権限」なるものは存在しなかった。近代国家形成過程に

おける主観的なRecht(権利)から客観的なRecht(法)への移行は、特定の人格が支配するのではなく抽象的な法規範の体系が支配するという、支配の非人格化への進展に他ならなかった。合法的支配に依拠する近代国家の内部では、まさに次のような事態が生じるのである。「命令は人格的な權威の名においてではなく、非人格的な規範の名において下され、さらに命令を発すること自体もまた規範に對する服従であつて、自由意思あるいは恩恵あるいは特権ではない」。

法の非人格性という特徴に規定されつつ、合法的支配の他の諸特徴が生じてくる。第一に法と行政が「規則」に則つて行われるところからくる「計算可能性」、第二に主観的特権の排除がもたらす法のもとの形式的平等、第三に任意の法の変更可能性であるが、ここでは合法的支配の概念に多義性をもたらしており、しかも本稿がこれから問題にしていく国民主権の概念ともかわる後二者をとりあげることしよう。

まずは、法のもとの形式的平等について。ウェーバーはこのことを、官僚制化による「経済的・社会的差別の水準化」というカテゴリーによつて説明している。「抽象的規則の遵守」という非人格化された官僚制の原理は、特定の個人が特権を享受する身分制的関係を払拭し、法の前では万人が平等であるという観念を実現する素地をつくりだ

す。なぜなら官僚制は身分や声望を基準とするのではなく、「最もよく専門的資格を備えたひとびとの中から、広く要員を採用する」ことを前提とせざるを得ないからである。

しかしながら水準化という概念は、国家の内部における支配関係が極小化されるという事態、あるいは権力が国民の側に移行するとかいう事態を指しているのではない。むしろ水準化とは近代国家による強制手段の独占ともあいまって、官僚制への権力の集中ということと表裏一体なのである。ウェーバーにとって法のもとの平等とは「官僚制的に組織された支配集団に対する被支配集団の水準化」以上のものでなく、支配権力が万人に対して平等に行使されることを意味するにすぎないのであって、支配—被支配という根本的な関係はいささかも変更されはしないのである¹⁰。つぎに任意の法の変更可能性という点であるが、これは「正当的支配の三つの純粹型」におけるつぎのような合法的支配の定義においてみることができ、「(合法的支配の)根本概念は、形式的に正しい手続きで定められた制定規則によって、任意の法を創造し、変更しうるという点にある」¹¹。この規定の意味するところも、伝統的支配との対比において理解することができる。君主による法創造や法発見は神聖不可侵の伝統によって著しく制約されており、君主といえども伝統に明らかに違反するような法の定立は、それが支配の正当性を掘り崩すがゆえに困難である。しか

し伝統が規制している領域を一旦離れるや君主の恣意だけが幅を利かすのであり、そこには何らの合理的な制約も存在しない。これに対し、伝統と恣意にかわって合法的支配の法定立原理となるのが、法制定の形式的自由と合理的規則による制約である。一定の規則に従うかぎりにおいて法が自由に創造されうるという観念は、一見するところ国民主権の概念と関連しているように見える。確かに市民革命期においては任意の法の変更可能性という観念は、「あらゆる歴史的な『偏見』から自由な法典が純粹に合理的に作られる」という「主権者の意識」と結び付いていたことをウェーバーも示唆している¹²。しかしながら後に詳述することになるが、市民革命期の「国家市民」が抱いていたような、法とは「理性的なるもの」を人間がおのれの行為によって具現したものであるという「主権者の意識」は現代においては失われてしまっているというのが、ウェーバーの冷徹な認識であった。近代自然法思想は合法的支配の理念型の素材となつてはいないのである。近代法の変更可能性という性格をウェーバーが述べる際に念頭においているのは、法実証主義が浸透した時代における次のような法の「運命」であった。

「そのときどきの現行法を、合理的な・それゆえいつでも目的合理的に変更できる・内容的な神聖さをいっさいもたない・技術的な装置であるとみる評価がますます強化さ

れていく⁽¹³⁾。

したがって近代法の変更可能性においてアクセントが置かれていたのは「主権者の意識」ではなく、伝統的支配にみられたような不可侵の神聖さや人格との紐帯が剥ぎとられ、法が利害実現のためにいつでも変更のきく技術的装置とみなされるといふ事態である。

国民主権が近代的支配の必須の要件とみなされていないことは、「社会学の根本概念」の中の次の一節から読み取ることができる。「合法性が（関係者にとつて）正当なものとして効力をもつのは、(a)この合法性にかんする関係者間の一致（*Verenbarung*）によることがあり、(b)人間による人間に対する正当とみなされた支配を根拠にした強制（*Okroyierung*）によることがある⁽¹⁴⁾」。ここで「一致」による法定立とは共和制のない議會民主制的な合法性秩序を指すのに対して、「強制」による法定立が立憲君主制的な合法性秩序を念頭に置いていることは明らかであろう。合法的支配の概念は共和制・議會民主制と立憲君主制のいずれにも適用できるように構成されているのであって、主権が国民に属するか君主に属するかにかわりなく、近代国家における支配の正当性は確保されるのである。その究極の正当性根拠は、法定立が非人格的で抽象的な規範にしたがっているという形式的合法性に尽きると言えよう。

かくして、近代国家における支配の根本的指標はその非

人格性にあり、正当性根拠は形式的合法性に求められていると同時に、国家意思を究極的に決定するのは誰かという主権の所在の問題は、この理念型においては不問に付されているわけである。

(2) 国家の近代化の一義的尺度としての官僚制

近代的な支配類型の根本的な指標が「非人格性」にある以上、国家の近代性を見定めるためのもっとも重要な基準が国家装置の官僚制化に求められることは当然であろう。ウェーバーは断言する、君主制をとっているか民主制をとっているかにかかわらずなく、およそ国家の近代化を見極める「一義的な尺度」は「官僚制への進歩」に他ならない⁽¹⁵⁾。しかもウェーバーは国家官僚制の形成期を絶対主義時代に見出し⁽¹⁶⁾ているため、絶対主義国家をもって近代国家が誕生したとみていたように読みとれる箇所がかれの作品の中には頻繁にあらわれる。ウェーバーによれば、分業的な専門官吏制度はイタリアの都市国家とノルマンディ公ウィリアムによるイングランド征服に端を発し、財政、軍事、訴訟の三つの領域で形成されていったが、それが決定的な勝利をおさめたのは「先進国の場合でも16世紀に入ってから」であった。そして、等族にたいする絶対主義君主の勝利とともに、君主の親政は徐々に後退し、「専門官吏中心の支配」が始まる⁽¹⁸⁾。結局ウェーバーにとっては、「近代国

家の全發展史は、近代的な官吏制度と官僚制的経営との歴史に帰着する」のである。⁽¹⁹⁾近代国家の徴表を議會にではなく官僚制に見出すこのような発想は、国家をまず第一に「支配秩序」として考察するウェーバーの視角によっていえると言えよう。「近代国家において支配が現実にも力を發揮するのは、議會の演説でもなく、君主の宣言でもない。日常生活における行政の執行が現実の力なのである」。⁽²⁰⁾

ただしウェーバーが絶対主義国家の「初期の官僚制 (Frühbürokratismus)」と近代国家の「完全官僚制 (Vollbürokratie)」とを区別していることに留意する必要がある。かれは初期官僚制を備えるにいたった絶対主義国家を「家産＝官僚制的な近代国家 (der patrimonialbürokratische moderne Staat)」と規定しており、⁽²¹⁾したがってその官僚制も未だ家産制的要素と身分制的要素を残すものとして扱っている。家産制的要素の残存は、ヘルと官吏との関係が、近代官僚制において典型となるザッハリツヒな職務誠実義務によって支えられるのではなく、君主に対する官吏の純人格的な服属関係、すなわち「ピエテート」であるという点に現れている。官吏が行う行政は君主個人のための事務という性格を残している。このため、国家目的の脱人格化・事象化 (Versachlichung) を通じた、「特殊近代的な・厳密に『没主観的な』観念」たる「国家理性 (Staatsraison)」⁽²²⁾の形成は未完である。「近代的な職

務誠実義務の特殊的性格にとって決定的なことは、それが、その純粹な型においては……封建家臣や従者のような・一人の人に対する関係を設定するのではなく、非人格的・即对象的な目的に向けられているということである」。⁽²³⁾「国王の官吏」から「国家の官吏」への脱皮は、プロイセンにおいては、官僚層による西欧啓蒙主義思想の受容 (モンテスキュー、百科全書派、カント) を經由して、シュタイン＝ハルデンベルク改革においてようやく実現されるに至る。他方において絶対主義国家の官僚制では、官吏が自らの官職をかれ自身の個人的・主観的権利とみなすという身分制的傾向も現れてくる。すなわち、絶対主義国家の初期にみられたところの官職の世襲化ならびに官職売買がそれである。官職売買は、ウェーバーも指摘するように、絶対主義君主が戦争や債務返済のために歳入を増やす必要に迫られるにもかかわらず、近代的な租税制度が未整備であるために生じ、かつ官僚制がかなり大規模化していることを前提とするため、フランスのような先進官僚国家によくみられる現象である。しかしその反面、官職役得がプフリユンデの性格を帯び、官吏の私的経済と公の官職が未分離であるがゆえに、近代官僚制のもつ「没主観性」に対して阻止的要因ともなった。⁽²⁴⁾フランスでは、官職の世襲化とプフリユンデ化によって、国王が官吏を罷免しようと思えばプフリユンデの買入れ代金を当該官吏に支払わなければなら

ないため、罷免はほとんど不可能になっていた。こうした身分制的な官職専有が徹底的に廃止されるには、ウェーバーも述べているようにフランス革命をまたねばならなかった。このようにして「非人格性」を獲得した近代国家の官僚制の「特殊な機能様式」を、ウェーバーは以下の有名な六つの点に整理する。

第一に、各官庁が規則によって一般的な形で秩序づけられた・明確な「権限」をもつという規則主義の原則である。この原則が第一に掲げられているのは偶然ではなからう。なぜなら規則による支配＝非人格的支配こそ、合法的支配と近代官僚制の根本的な特徴をなすからである。

第二に、上級官庁による下級官庁の監督をとまなう・官庁間の上下関係の体系が存在するという階層制的審級制の原則である。官吏の選抜は原則として上級官庁による任命である。こうしたヒエラルヒッシュな組織は、西洋中世国家の量的な権力分立状態と対立する「単一支配的な」秩序をもつことになる。したがって任命ではなく公選による官吏制度は、選挙によって選ばれた官吏がもつことになる独自の威信によってかかる階層制的従属関係を弱める効果をもつゆえに、ウェーバーにおいては、「純粹に官僚制的な姿ではない」とされる。

第三に、文書主義と公私の分離であり、後者に関しては事務所と自宅の区別、および行政手段と私的財産との区別

がある。公的な領域の自立化は、個々人の主観的な感情や欲望がもたらす恣意性から行政を解放し、行政が独自の論理にしたがって自己展開していく基礎を与えるものであり、したがって行政の「計算可能性」を保障する原理である。ウェーバーは公私の分離の萌芽を、絶対主義国家における

「合議制的機関 (die kollegiale Instanz)」の設置に見出している。行政任務にとって専門的知識がますます重要な位置を占め、国王の専門官吏に対する依存性が深まってくると、国王は官吏たちを自己の支配下に統合しておくために「常設的に設置される合議制的機関および議決団体」を備えるようになる。例えば、フランスの国務顧問会議、イギリスの枢密院、プロイセンの総監理府がそれである。ウェーバーによれば合議制的機関の意義は、それが「およそ人格から独立した永続的組織」としての近代的「官庁 (Behörde)」概念を成立せしめたところにあるという。なぜなら、ここにおいてはじめて「公的なもの」と「私的なもの」との分離、具体的には国家財政と宮廷費、官庁の官吏幹部と宮廷の役人幹部、行政手段と宮廷財産との区別が生じるからである。とはいえ、これがあくまで萌芽形態にすぎないことに変わりはない。公私の分離がもつとも徹底して遂行されるのは、官職からプブリユンデの性格を奪い俸給制を導入することによってであるが、俸給制の導入はまた租税制度の確立を前提する。体系的租税制度によっ

て国庫収入が安定しなかり、官職売買の発生は避けられないし俸給制も不可能なのである。

第四に、貨幣経済の発展にともなつて国家に要求される行政範囲の拡大およびその複雑化に起因するところの、専門分業と専門訓練である。これに対して、高級官僚を公選するという制度は、階層制的従属関係ばかりでなく「官僚の専門資格や官僚制的機構の精確な機能をも大いに危うくする」という理由からも、ウェーバーはその導入に対して否定的である。

第五に、官吏に対する職務誠実義務の要求であり、それはすでに述べたような特徴とともに、全労働力の發揮や兼業の禁止といった要求を含んでいる。これらの要求は、政治経営がともすれば副業的位置づけしか与えられない前近代的な名望家行政には知られていなかったものである。

そして第六に、体系的に規則づけられた専門知識の習得を官吏に義務づける点である。

このような近代官僚制が総体として「合理的」とされる所以は、それが伝統的支配の人格依存性・恣意性を脱却し、制定された一義的な規則にしたがうことよつて行政にもたらされるところの技術的優秀性、わけても計算可能性に求められる。したがつて、合理的官僚制は合理的資本主義と手をたずさえて、相互に促進しあいながら發展する。自然経済と冒険商人的資本主義の下においてなら許容されて

いた行政の断続性や恣意性は、近代資本主義の下では許されない。なぜなら、「産業資本主義は、いやしくもこれを工場経営の典型的形式たらしめようとする場合には、大量販売を目的としての労働の組織化を意味しており」、したがつて「国家秩序の機能作用が計算可能性をもつ」ことを前提とするからである。⁽²⁸⁾

(3) 近代法の合理性——論理的形式主義に由来する計算可能性——

官僚制による行政が計算可能性を有するためには、法そのものが計算可能なものとなつていなければならぬ。近代国家の法は、ある独特の意味において形式的に合理化されていなければならない。ウェーバーによれば法の合理化とは、「一般化」と「体系化」という二つの次元から成つている。法の一般化とは、「個別的ケースにとつて基準となるような諸根拠を、一つまたは複数の法原理に還元すること」、ならびに、事実を、法的判断のために考慮される最終的な構成部分にまで分析し・孤立化させることを意味する。⁽²⁹⁾これはいわば「分析」であり「カズイステイーク」に他ならないが、法の合理化の初期の段階で早くもみられるものであるという。例えば啓示された法は、形式上は(formell)非合理である(つまり、悟性によつて統制しうるような手段以外の手段が用いられる)とはいへ、神託

という感覺的に外的で・一般的なメルクマールを法の妥当根拠としているがゆえに「形式的 (formal)」であり、「最も嚴格な形式主義」に属するとともに、すでに一般化をとげているとみなしうるのである。しかし法の合理化には、比較の後代の所産であるところの「体系化」という次元も存在する。体系化とは、「分析によって獲得されたすべての法命題を相互に関連づけて、それらが相互に論理的に明瞭な・それ自体の中に矛盾を含まない・とりわけ原理的に欠陥のない規則の体系を構成する」ことを意味している。一般化が直感的・外面的メルクマールにこだわるのに対して、体系化のほうは、法的に重要なメルクマールが「論理的な意味解明」によって明らかにされ、嚴格に抽象的な諸規則の形で明確な法概念を形成し、この概念を個々のケースに適用するという手続きをふむ。前者が「直感的な形式主義」であるとすれば、後者は「論理的抽象の形式主義」であり、近代法の形式合理性とはまさにこの後者の形式主義のことを指している⁽³⁰⁾。

法の体系化ないし形式的な合理化を促した現実的な要因は、ウェーバーによれば、「家人法」や「レーエン法」といった身分制的な「特別法」が無数に散在し、なおかつ具體的な衡平感情に基づいてそのつど判決が下される「カーディ裁判」が支配する前近代の法の支配から脱却しようとする、絶対主義時代における三つの勢力の利害関心に求

められる。三つの勢力とは、第一に、「自発的な法がラント法を破る」という状態を打破し、貴族の身分的特権に代えて客観的な行政規則を置くことによって、統一的・一元的権力を握ろうとする絶対主義君主の利害である。第二に、「非合理的な行政上の恣意による影響も、具体的な特権による非合理的な攪乱の影響も受けることのないような、とりわけ契約の法的拘束力を確実に保障するような、一義的で明確な法」を求め、勃興期市民階級の利害である。そして第三に、法の統一によって自分の出身地に限られることなく立身出世のチャンスが得られる官吏の利害である。これら三者の利害が、相互に緊張をはらみつつも結果的には共同して、絶対主義国家に始まる法典編纂をおし進めていくのである⁽³¹⁾。

しかし、西洋の近代法がもつ形式的・論理的な合理性という内在的な特質それ自体は、これはこれで独自の起源を有している。すなわち「ローマ後期の官僚国家の手で修正されたローマ法」⁽³²⁾ ュステイニアヌス帝によって編纂されたローマ法大全がもつ「一般的な形式的諸性質」と、それを素材にして法学的な訓練を積んだ近世初期の学識法律家層こそ、法の内在的な形式的合理化の担い手であり、それゆえに「合理的国家への発展」という意味における政治経営の革命の担い手であった。西洋の絶対主義君主の裁判が、他の地域の家産君主のそれと違って、「真正家父長制の福祉

政策や実質的な正義政策」の道へと後退しなかったのは、まさしくローマ法の形式的性質の賜物であり、法典編纂を進めた法律家たちがローマ法に基づく形式主義的訓練を受けていたおかげであった⁽³³⁾。

ただし、ローマ法はそれだけでは近代法のもつ論理的な体系性をもたらずことはできなかった。確かに古代ローマの法律家は、「考え」たり、「構成し」たりしえないものは、法的効力をもって存在することのできないものである」という、法を完結した論理的抽象の体系として捉える原則を折りに触れて述べはしたが、そうした法思考は「体系的な臨機的産物」にすぎなかった。かれらには「純粹に体系的な諸範疇」が欠けていたのである⁽³⁴⁾。そうした体系的法思考の産出に決定的に貢献したのが、「理性」と「自然」によって正当化された最高規範から個々の諸規則を論理的に首尾一貫して導出しようとした近代自然法思想に他ならなかった。そしてさらに、近代自然法のもっていた実質合理的な含意をもふるい落として、最高度の「方法的」論理的合理性」を純化させて達成したのが、B・ヴィントシャイトによって体系化されたドイツのパンデクテン法学であった。ここに、概念の形式論理的な操作によって、あたかも「技術的に合理的な機械のように」機能する「法装置」が誕生したわけである。それは、「個々の法利害関係者に対して、彼の行動の自由のために、とりわけ彼の目的

行為の法的な効果やチャンスの合理的な計算のために、相対的には最大限の活動の余地を与える」という点において、個人の機会と能力の発展を、したがって自由を保証するものとして、「法治国家」の理想にかなうものであった⁽³⁵⁾。

(4) 立憲制的権力分割と公法の出現

絶対主義国家から近代国家への移行は、集権化された至上の国王権力をザッハリツヒな制定規則によって制限するとともに、これを固有の「権限」をもつ専門的諸機関へと分割することを前提とする。すなわち、「近代的な国家アインシュタルトの特色」は「権力制限」と「権力分割」との「結合」に基づく、ウエーバーはいう⁽³⁶⁾。

しかしながら、権力分割一般なら、近代国家以前にもみることができ。例えば西洋中世のレーエン封建制における主観的な諸権利(特権や封建的請求権)に基づく権力分割や、国王と法王との権力分割が挙げられよう。それゆえ近代的な権力分割とは、第一に、「特殊化された権力分割」でなければならぬ。つまりそれは身分制的な権力分割とは異なつて、権力をそれぞれの特殊な相違をもったザッハリツヒな「職務」(Funktion)の性格に基づいて別々の権力機関に委ねるものでなければならぬ。第二に、そのような特殊な「職務」は合理的な制定規則(憲法)にしたがって分割されている。すなわち立憲制的権力分割であ

第三に、近代的な権力分割は「最高のヘル権力」の分割なのであり、それゆえ絶対主義国家による集権化と至高の主権の確立を前提とする。かくして近代国家における権力分割だけが、私法から截然と区別された公法を産み出すことができた。「公法について科学的な理論を發展させたのは西洋だけであるが、これは政治団体が、西洋においてのみ、合理的に編成された諸権限と権力分割とを伴うアンシユタルトとしての性格を、完全な形でとるにいたつたためである」⁽³⁸⁾。

本来、その歴史的な性格からして権力分割の原理というものは、「積極的に能率を増進するための原理ではなく、消極的に権力の乱用を防止するための原理」であり、複数の権力の間を生ずる摩擦によって国民を専制から救うという自由主義的原理であった⁽³⁹⁾。ところがウェーバーが近代的な権力分割の意義を理解する仕方には、自由主義的な伝統とは異質な要素が入りこんでいる。かれにとつて権力分割が近代国家の徴表となるのは、それが官庁装置のなかに明確な管轄権をつくり出すことによつて行政の「計算可能性」をもたらしからるのである。かれによれば、権力分割の廃止をめざす動き（ソヴィエトやフランス革命時の公安委員会による統治）は、経済の形式合理性に逆行する作用をもつという⁽⁴⁰⁾。

(5) 近代国家の担い手としての国家市民

「西洋のみが近代的意味における国家をもつ。すなわち法治・専門的官僚・国家市民権（公民権 Staatsbürgerrecht）をとまなうところの国家をもつのは西洋だけである」⁽⁴¹⁾。合理的な近代資本主義というものは、ウェーバーにとつては貨幣経済や労働組織といった外面的な形成体のみによつては決して産み出され得ず、プロテスタンティズムの現世内禁欲に発する合理主義的エートスという内面的契機を必要としたのと同様に、合理的国家もまた官僚制や合理的法律といった外的組織だけでは生まれることがなかった。近代国家はそれを担う主体の独特なエートスを欠いてはならないのであり、そうした主体が「国家市民（Staatsbürger）」に他ならなかった。

「国家市民」（ないし「公民」という概念は、ウェーバーの著作においてはアンビヴァレントな性格を負わされており、積極的な意味づけと消極的なその双方が見出される。『一般社会経済史要論』においてウェーバーは、政治の意味における「市民」を「特定の政治的権利の担当者としての特性を有するすべての国家市民を包含する」と規定し、この「国家市民」の概念は、古代および中世の都市のうちにもその「前身」をもっていると述べている⁽⁴²⁾。「君候権力の欠如」によつて特徴づけられる西洋中世の「都市ゲ

「マインデ」の成員たる「都市市民」は、自由な仲間として自首的かつ自律的に「政治的ゲゼルシャフト結合」を果す。かれらは正当的権力たる君侯の干渉を排除し、一定領域におよぶ「固有の法および固有の自律的官庁」を所有する権利を手にするが、まさしくこの「都市市民」こそ「国家市民」の前身に他ならない。ただしそれはあくまで「前身」にすぎないのであって、身分制国家の有力な機構的一環としてこれを内側から支えるものであるかぎり、未だ旧来の支配原理を止揚する新しい原理を内包するものとはなり得ていなかった。合理的国家のエートスを体現する国家市民の成立は、禁欲的プロテスタンティズムによる人格の陶冶を経なければならぬのである。そのことの端的な実例は、ピュリタン革命にかんするウェーバーの叙述にみることができ、クロムウェルの「鉄騎隊」の支柱となった「ピュリタンの市民」は、「神の栄光をめざして良心が善しと認めたSacheのためにだけ戦うべきであり、君侯の機嫌をとるために戦うべきではない」という反権威主義と内面的自律性に貫かれており、権力の「脱呪術化(Entzauberung)」を通じて伝統的正当支配を覆すという世界史上決定的な役割を果たした。「およそ一切の被造物に対してピュリタニズムがもっている独特の無遠慮さ、被造物の神化を一切拒否するというピュリタニズムの態度は、……地上の権力者に対する内面的態度決定からおよ

そあらゆるカリスマ的畏敬関係を排除してしまふ、という方向に働いた」⁴³。かれらの手によってザツハリッヒな政治的態度がイギリス議會制国家と治安判事行政のうちへとたられ、ここに近代的な「国家市民」が誕生する。かれらこそ、「近代的・市民的民主制」の担い手に他ならなかった⁴⁴。

しかしながら、生成期の国家市民ではなく、「大衆民主主義」下の国家市民にかんする叙述になると、もっぱら消極的な意味づけのほうが目立つようになる。すなわち、一九一七年の時事論文「ドイツにおける選挙法と民主主義」においてウェーバーは、「国家市民」という概念は、なによりも近代国家に属するものであり、「水準化し避けることのできない官僚制の支配」がこの概念を生みだしたと述べている。国家と関係しない領域において人びとは各自の職業上の地位や物質的・社会的境遇の差異を問題にされるが、国家官僚制を前にしては各人は平等に支配の客体となるのであり、かれらが官僚制に対抗しうる唯一の手段が「平等選挙権」なのである。ただし「平等選挙権は、人間の自然的『平等』にかんする理論とはなんの関係もない」と、ウェーバーは断言する。それはむしろ財産によってつくりだされた社会的不平等にたいする一種の人為的な「平衡錘」である。さらに大胆にも、ウェーバーは平等選挙権の意味を、戦場における死を前にした国民の「運命の平等」という近

代国家特有の現象と結びつけている。身分制国家における政治的権利の不平等は、貴族は将校に、農民は兵員にという軍隊構成における身分的・経済的不平等に起因していたところが今日の国家の下では、「人間は死の前では平等である」。「生死を賭けた戦場」におけるこの「平等」こそ、「共同体の諸々の業務を共同で決定する権利の最小限」たる平等選挙権を要求しているというわけである。⁴⁵こうして国家市民は、戦場における死の危険の代償として一票の権利を与えられた消極的な存在にとどめられており、最終的には「官僚制機構に支配される人びと、すなわち『国家市民』⁴⁶という規定に象徴されるような、統治の客体に成り下がってしまうのである。

「国家市民」という語はI・カントの著作においてすでに見出されるが、カントにおいてはこの語は、立法権の担い手としての「普遍的に統合された人民意思」を指している。それはルソーの「一般意思」と同様に、事実としての万人の統一された意思でも、そのときどきの多数者の意思でもなく、アプリアリに妥当しなければならぬ「理性の意思」であり、君主主権に対置された国民主権を暗に示唆したものであった。⁴⁷ウェーバーの国家市民概念は、自律した政治主体である点でカントの定式化とも軌を一にするが、主権の保持者とはみなされていないという点では、カントのそれとは決定的に相違する。おそらくウェーバーの現実

的な政治思考の眼には、国家市民の内部においてアンビヴァレントな関係を成している既述の二つの要素のうち、官僚制化の進展にともなう積極的なエートスが後景に退き、消極的な側面が前面に押し出されざるを得ないと映ったのであろう。もちろんウェーバーはそのような現実を決して肯定したわけではなかった。「この〔国家市民の〕誇りがなければ、どんなに自由な制度でも単なる幻影にすぎない」と、ウェーバーは語っている。国家市民の「政治的成熟」は、官僚制化に対する防波堤として期待されたのである。しかし、それが防波堤以上のものでなかったこともまた真実である。ウェーバーの著作のどこをみても、国家市民はおよそ主権を担うという意味における能動的な主体とはみなされていないからである。

次に「国家市民権」の具体的内容についてであるが、禁欲のプロテスタンティズムと官僚制による水準化という国家市民の二つの由来から推測するに、ウェーバーのいう国家市民権は二種類の権利を含んでいると言えよう。第一に、市民的自由主義者が絶対主義国家との闘争を通じて近代法治国家の憲法の中に結実せしめたところの自由主義的基本権・市民権である。それは強制権力をもつ国家が干渉してはならない個人の自由で私的な領域を法的に画定する権利であり、国家の作為をではなく不作為を要求するものである。良心の自由、人身の自由、私有財産の不可侵、表

現・集会および結社の自由などがその内容である。これらは、国家の形成以前にすでに妥当していた権利であり、自由主義的な見地からみるならば、国家の目的はこれらの権利を擁護することによって諸個人の人格の自由な発展を側面から保障することに限定されるのである。ウェーバーが、G・イエリネクとともに、これらの基本権の中でも禁欲的プロテスタンティズムによって主張された信仰と良心の自由こそ根源的であり、他の基本権はこれを模範にして制度化されたと考えていたことは有名である。自由主義者としてのウェーバーは、これらの基本権を近代国家にとって欠いてはならない要件とみなしていたこと、疑いをいれない⁽⁴⁸⁾。国家市民権の第二の内実は、公共の国家生活に対して平等に参加する権利であり、国家の成立をまって始めて成り立つという点で右記の個人的基本権からは区別される。このような権利の具体的実例としては、法律の前の平等、平等の選挙権および投票権、能力に応じて平等にあらゆる公務に就きうる権利などが挙げられよう。ウェーバーはこの第二の権利の淵源を官僚制の水準化作用に求めたわけである。ただしウェーバーにとって投票権は、以下でみるように指導者ないし支配者を選抜する権利にすぎないのであって、国民が国家の意思決定に平等に参加する純粹な意味での民主主義的権利を意味してはいないのである。

(6) 政党と議会

「政党とは、(形式的には)自由な黨員募集にもとづき、かつ次のような目的をもった利益社会関係をいう。すなわち、一つの団体内部において、政党指導者に力を獲得させ、そうすることによって、能動的な参加者たちに(ザツハリツヒな目標の貫徹や個人的利益の獲得やあるいはこの両者のための)⁽⁴⁹⁾(観念的または物質的な)チャンスを得させる、という目的である」。この定義において政党の第一の本質的な指標とされているのは、「形式的に自由な」勧誘が行われるという「任意主義的な基礎」に立脚する組織原理である。この指標は、ウェーバーが政党というものを、アンシユタルトとしての近代国家がもつ強制的な性格に對置したことを示している⁽⁵⁰⁾。つまり、政党は官僚制から国家市民の自由を擁護する団体として位置づけられているといえよう。第二の指標は政党の目的に關連するものであるが、ウェーバーはここで政党を政治指導者が権力を獲得するための組織であることを述べている。政党経営の内部でも「能動的」指導者と「受動的」黨員との分裂が生じることは、どのような政党であっても避けられない。前者が「標語の作成や候補者の選択権」を掌握するのに対し、後者は前者によって与えられた綱領や候補者のなかから一つを選択するだけであり、「単に客体としての役割」を果たすだけで

ある。

このような政党の性格づけは、「自由な代表制」を備えた近代議会にかんするかれの議論とも重なり合う。議会のものつとも基本的な機能は、官僚制によって支配される人びと、すなわち国家市民の「代表機関 (Vertretungen)」であり、しかも支配に対する被支配者の「最小限の内面的同意」を「外的に表明する手段」である。^{⑤1}「代表」の概念について補足しておかなければならない。代表にも様々な類型が存在するが、ここで問題になるのは、近代西洋にのみ特有なものとしての「自由な代表制 (freie Repräsentation)」と議会団体の形でのその「(代表者の) 統合」である。自由な代表制においては、「代表者は、通常は選挙され……いかなる訓令にも拘束されておらず、自分の行為についての自主的決定者である。かれは、義務としては、自分自身のザツハリツヒな確信だけに従うべきであり、彼を送ったひとびとの利益を擁護することを命ぜられているわけではない」。^{⑤2}それゆえ自由な代表制もまた、官僚制と並ぶ(あるいはむしろ対立する)合法的支配の一類型に他ならない。なぜなら代表者は特定の人格ないし集団に服従しているのではなく、非人格的な・抽象的な規範に拘束されるからである。^{⑤3}こうして、自由な「代表 (Repräsentation)」の概念は、単なる「代弁 (Vertretung)」の概念からははっきりと区別されるようになる。ウェーバーは言う、もし議会

が国家政策的見地を何ら省みることなく、もっぱら大衆の地方的利害や階級的利害の「単なる代弁機関」に留まるならば、議会は「否定的な政治」に埋没するだけで行政権力に対しては無力な存在であり続けるだろう。それは民主主義ではなく、「賤民支配」と言うべきである。選出母体の狭い利害に拘束されない自由な代表制だけが、国家的見地に立った政治を保障しうるのである。^{⑤4}

自由な代表制にかんするここまでの議論は、中世等族会議の「強制的委任」の否定の上に成り立つ近代議会制の原則として、今日ではもはや常識に属するが、ウェーバーの考察はそれに留まっではない。かれは議会の代表制がもつ機能として、それが支配を存続させるための重要な前提条件を提供する点を考慮に入れていくからである。すなわち、代表制は「被支配者のうちで少なくとも社会的重要度が高いものからある最小限の内面的同意を獲得する」という正当性創出の役割を果たすのである。本来、「代表」と「同意の調達」とは異なる概念であると言わねばならない。代表制においては政策を決定する政治的意思はもともと代表される側に由来するが、同意の調達となると政治的意思は代表する側に帰属しており、代表される者は、代表する側がそこから同意を獲得しようとする客体にすぎなくなるからである。それゆえ、両者を平然と等置するウェーバーにおいて、代表する側は「選挙人によって選出された・選

挙人たちのヘルであり、彼らの『しもべ』ではない」ということにならざるをえない⁽⁵⁵⁾。

議会の第二の機能は、代表者＝政治指導者を訓練し、選抜する機関である点に求められる。ウェーバーによれば有能な政治指導者というものは、官僚制の構造とエートスをもつてしては決して生みだされるものではなく、行政を積極的に統制しうるような「行動する議会」を通じてのみ選抜されうる。官吏は上司からの命令を、たとえそれがおのれの信念や意思に反するものであったとしても、忠実に実行することを美德とする。非党派性と規則・命令に対する忠誠こそ、官僚制のエートスである。しかし政治指導者はこうであってはならない。官吏に決定的に欠けており政治家に必要とされるのは「指導者精神」であり、それは、① *Sache*（政治的使命・課題）への情熱、② 行為の結果の責任をおのれ一人でも負うという責任倫理、③ 冷静な判断力を内容とする⁽⁵⁶⁾。そして議会の委員会における調査活動や論敵との激しい論争だけが、そうした資質を備えた指導者を養成し訓練しうるのである。ここでも指導者の選抜は大衆に委ねられているのではない。むしろ逆に、「政治的指導者が追隨者を徵募し、かつ『デマゴギー』を通じて大衆を獲得する」のである⁽⁵⁷⁾。というのも、古代ギリシャのポリスのような狭い都市国家ならともかく、現代の「大衆国家」においては「少数の原則」＝少数の精鋭による統治だけが、

「公共に対する責任」を保障するからである。「せいぜい明後日までのことしか考えない」大衆は、現代政治においては「受動分子」たらざるを得ないのが現実なのである⁽⁵⁸⁾。そこで第三に、議会は大衆に対する「政治教育の手段」であらねばならない。イギリスでは、行政が議会と新聞を通じて公開されることによつて「国家市民が自分たちの問題の処理のされ方を根強く追求する習慣」を不断に培っている。議会の委員会こそ、狭い利害と利那的な感情に左右されがちな「大衆」のなかに「政治的成熟」を培い、「国家市民」へと陶冶していく教育手段なのである⁽⁵⁹⁾。

そして第四に、議会は「政党間の妥協実現の手段」である。立法の手段としては議会のほかに国民投票が考えられるが、これは技術的にみて内在的な限界をもっている。というのも、国民投票は *Jacobi* の二者択一が許されるだけであり、妥協の成立する余地を与えないからである。「階級対立の激しい大衆国家」においては「大半の法律はこの妥協にもとづかざるを得ない⁽⁶⁰⁾」。議会だけがこの妥協を可能にする制度である。

(7) 合理的な「法治国家」としての近代国家

以上のような「合理的国家」を構成する諸要素を総括するならば、ウェーバーは近代国家を合理的な「法治国家 (Rechtsstaat)」として把握していたといえることができる。

ただし、ここでいう「法治国家」とは、たんに行政と裁判が法規によって規制されるという意味での「法律国家」

(Gesetzesstaat)とは異なる。E・R・フーバーの規定に依拠するならば、「法治国家」には、「法律国家」の性格に加えて、①権力分割、②立法をつかさどる国民代表機関、③個人に対する不可侵の基本権の保障の三つの指標が不可欠である。これら三つの指標は、法律国家には欠如している国家と市民社会・公的な領域と私的な領域・公法と私法との区別をもたらし、私的領域に対する国家の干渉の限界と規則を定めるとともに、代表制によってその活動を拘束しようとする、自由主義的な理念に由来するものである。

フーバーによれば、シュタイン＝ハルデンベルク改革から三月革命までのプロイセンは「法律国家」ではあっても「法治国家」ではなかった。⁽⁶⁾なるほどビスマルクによって統一されたドイツ帝国は、法治国家の体裁をとっているにしても、帝国議会に課された様々な制約によって権力分割も国民代表原理も極めて限定されたものに留まった。第一次大戦後のドイツの議会化にかんするウェーバーの諸提案も、「現実政治」の観点に基づいていたばかりでなく、近代国家とは合理的法治国家であるというかれの自由主義的確信にも裏付けられていたと言えよう。ウェーバーにしてみれば、ビスマルク・レジームは官僚制が支配する「官憲国家(Obrigkeitsstaat)」ではあっても、政党指導者が君

主とならんで国家権力の積極的な担い手となっているような「人民国家(Volkstaat)」ではなく、⁽⁷⁾したがって近代的な法治国家とは言えなかったであろう。

こうした近代国家観にかんする限り、ウェーバーは完全にドイツ自由主義の伝統の内部に位置している。一八四八年の三月革命を担ったドイツの自由主義者たちは、一方において絶対主義の勢力と対決しながら、他方において台頭してきた国民主義的・民主主義的ラディカリズムへの対抗を余儀なくされた。ルソー的・ジャコバンのロマン主義と市民的ナショナリズムの影響を強く受けたドイツ・ラディカリズムは、「君主主権か国民主権か」の明確な二者択一を提起し、国民主権にもとづく単一国家と議会制を要求したのであった。こうしたラディカリズムとの対決のなかで、自由主義は民主的左派と穏健的右派とに分裂し、後者が「古典的自由主義」を担うことになる。その代表者であるR・グナイストによれば、国民主権とは国家の主権が階級闘争に満ちた「社会」に帰属してしまうことであり、したがってこの原理のもとでは「諸利害の調和」は望めず、国家の統一も自由も存在しなくなる。そこで、国民主権と君主主権との両極端を回避する妥協の原理として古典的自由主義者によって唱えられたのが、「国家主権」であり「法治国家」の要求であった。君主制原理と国民代表原理との結合による一八五〇年のプロイセン修正憲法は、まさしく

かかる妥協の産物としての「法治国家」の具体化に他ならなかつた。⁶³このような主権問題の未決着は、そのまま一九世紀ドイツの国法学・国家学にも反映し、国家を抽象的・非人格的な法規範の体系として把握することによって、主権の所在という問題を法学から排除するC・F・ゲルバーやP・ラーバントらの公法実証主義が支配的地位を得るのである。ウェーバーの合法的支配および合理的国家の概念は、明らかにこうした「法治国家」の理念を反映している。したがってそれは個人的基本権を擁護せんとする志向とともに、最終的な主権問題の解決を先送りする傾向を共有しているのである。とりわけ、「一致」ないし「合意」による法定立と「強制」による法定立とを区別しつつも、両者を合法的支配の下位類型として一括し、究極的な正当性根拠としての形式的合法性をそれらの上位に位置付けるようなかれの近代国家観は、ドイツの法治国家の理念的構造を集約的に表現していると言えよう。⁶⁴

しかしながら、国家統一を経て帝国主義強国へとこのしあがつていくヴィルヘルム時代のドイツに生きたウェーバーの国家論は、古典的自由主義から一步踏み出る要素をも含んでいる。かれは官僚制的法治国家が時代の要請に答えられないことを自覚していた。「法の支配」の名のもとに、一切の人格的要素を強力な政治指導者もろとも排除してしまい、規則にのみ忠実で高邁な理想も政治的責任ももたな

い官僚制が支配するような法治国家においては、統一的国家意思決定の権限とそれにともなう人格的な責任が雲散霧消してしまふ。ことに諸列強が覇権を競い合う外交政策においては、有能な政治指導者による冷静にして迅速な意思決定が問われるにもかかわらず、法治国家はそのような指導者人格を原理的に排除せざるを得ないのである。こうした事情からウェーバーの近代国家論には、合理的国家の位相とは異なる、あるいはむしろそれと対立する「権力国家」の位相が生じてくるのである。

二 「権力国家」の位相

ドイツを国民的権力国家の理想によって理解する思想自体は何らウェーバー独自のものではなく、人格の自由を基調としていた近代ドイツの政治思想にヘーゲルが「国家権力」の理念を導入して以来、この国の知識人の間で広く受容されていたものであった。⁶⁵しかし国民的権力国家という理念は、自由主義者であると同時に熱烈なナシヨナリストでもあつたウェーバーの近代国家論と不可分に結びついていたのである。そのことは重商主義に対するウェーバーの見方のなかに端的に表現されている。かれによればヨーロッパの絶対主義君主がおし進めた重商主義政策は、合理的な自己経営に立脚する近代資本主義を産み落としはしな

った。むしろ重商主義の歴史的意義は、近代的首尾一貫した国家の財政政策をもたらし、もって常備軍の編成をはじめとする対外的権力政策を可能にする制度的な土台を創り出した点にある。すなわち重商主義は、「国家の対外的支配権」の強化を目的とする「近代的な権力国家建設(moderne Machtstaatsbildung)」に貢献したというわけである⁽⁶⁶⁾。ここには近代国家を権力国家として把握するウェーバーの視角がはつきりと現れていると言えよう。

さて、かれの権力国家論の特徴は以下の三点に整理することができる。第一に、外政を有利に展開するためには内政を犠牲にすることを厭わない、つまり内政に対する外政の優位を理想とする国家である。この場合外政とは、国際政治における強力な影響力を行使することを意味し、民主主義や福祉といった内政上のあらゆる問題は、この「世界権力」をめざす政策に従属しなければならないのである。こうした権力国家論は、第一次大戦にかんするウェーバーの諸論文——「二つの律法のはざま」「ヨーロッパ列強とドイツ」「ドイツの対外政策とプロイセンの国内政策」——に、みることができ。第二に、「国民的利益」の実現を何よりも優先する目的として掲げる国家であり、その際国家の権力機関はこの目的を実現するための単なる手段とみなされている。このナシヨナリスティックな思想は、一八九五年のフライブルク大学教授就任演説「国民国家と経済政

策」のなかで実にストレートに表明されている。第三に、国家の重大かつ最終的な意思決定は、近代的法治国家においても、議会の討論や官僚制によってではなく、少数ないし単一の有能な政治指導者によって行われなければならないという思想であり、非人格的な「法の支配」に対して具体的な人格による支配を対置するものである。この思想は、指導者民主制および大統領制をめぐるウェーバーの議論のなかに表現されている。

以下では、こうしたウェーバーの権力国家像を構成する諸要素を概観しておこう。

(1) 物理的暴力行使の正当的独占

ウェーバーは『職業としての政治』において、「近代国家の社会学的定義」の問題を正面からとりあげている。国家はその活動の内容から考察していたのでは、これを社会学的に定義することはできない。なぜなら国家を含む歴史上の様々な政治団体がとりあげてこなかったような課題は存在しないし、もっぱら政治団体のみが扱ってきた問題というのも存在しないからである。むしろ近代国家の社会学的定義は、「国家を含めたすべての政治団体に固有な・特殊の手段、つまり物理的暴力行使に着目してはじめて可能となる」。過去においては、ジッペをはじめとする様々な団体が物理的暴力行使の手段を所有していたし、封建国家

においては国王とならんで領主たちが自前の軍事力を保持していた(武装自弁の原則)。しかし現代においては、次のように言わねばならない、「国家とは、ある一定の領域の内部で——この『領域』という点がメルクマールであるが——正当な物理的暴力行使の独占を(実効的に)要求する人間共同体である」と。国家が「暴力行使への『権利』の唯一の源泉」とみなされるところに、近代国家の固有性が存するのである。⁽⁶⁷⁾

もちろん近代国家が独占するのは暴力的強制手段だけではない。近代国家は、行政権力の「私的な」担い手から「行政手段、戦争遂行手段、財政運営手段」などの「政治運営の全手段」を君主が収奪することによって発展してきた。行政幹部が物的行政手段全体から分離されていることが、近代国家の本質的特徴をなすのである。⁽⁶⁸⁾しかしウェーバーが国家の社会学的定義において、わけても物理的暴力行使という手段に着目した理由は、「国家も、歴史的にそれに先行する政治団体も、正当な暴力行使という手段に支えられた、人間の人間に対する支配関係である」という根本的な視角に由来している。つまり国家が支配関係である以上、それが永続的な秩序となるためには被治者がその時の支配者の主張する権威に服従することが必要となるが、この服従をもたらす内面的な根拠が「正当性」であるのに対して、外的な手段が「暴力行使」なのである。そして近

代国家の正当性はその合理的側面たる法治国家がつかさどるのに対して、外的な手段のほうは「権力国家」が提供するわけである。なるほど物理的暴力行使は、近代国家の秩序維持にとって「ノーマルな手段でも唯一の手段でもない」。通常の秩序は、支配の合法性への信仰によって支えられている。しかし他のあらゆる手段が国家秩序維持のために役立たない場合、物理的暴力が究極の手段として行使されるし、平時においてもそれは、いつでも発動されうる潜在力として被治者を威嚇し続けている。⁽⁶⁹⁾

ただし暴力行使の独占という性格は、国内の治安・警察のみにかかわっているわけではない。暴力は対外的軍事力という側面をもっているものであり、外に向かつての勢力拡張という権力国家の不可避的な傾向とも結び付いている。ウェーバーは「国民国家と経済政策」のなかで、国民国家といふものは国民の「経済的・政治的権力利害(ökonomische und politische Machtinteresse)」を外に向かつて主張し実現するための「国民の世俗的権力組織(die weltliche Machtorganisation der Nation)」であると語っている。⁽⁷⁰⁾ウェーバーはここで、個々の階級的利害に対する国民的な「政治的価値基準」ないし「政治的共同感情」の優位というナシヨナリストとしての観点をはっきりと宣言した。国民国家は「経済的支配階級の機関としての『上部構造』の一つにとどまるものでは決してない」。むしろそれは、国

民の「政治的共同感情」という「心理学的土台」の上に建てられており、しかもこの共同感情は何ら幻想やイデオロギーではなく、「利害」および「文化的価値」という世俗的な基礎をもっているのである。諸国民国家間の関係も、各々の国民が自己の政治的・経済的利害と固有の文化的価値を主張してやまない「永遠の闘争」とならざるを得ない。したがって国民国家とは、特定の階級利害には還元することのできない国民全体の利害と価値を外に向かつて主張し、勢力範囲を拡張していくための機関に他ならず、国家の手による暴力行使の手段の独占は、かかる対外膨張目的にも供せられるのである。⁷¹⁾

(2) 地域アンシユタルトとしての近代国家

——法形成の独占と領域性——

ウエーバーはまた国家を「アンシユタルト」の「典型」として把握している。「アンシユタルト」とは、「その実定的な秩序が、特定の活動範囲内において、ある基準（出生居住など）に合致する一切の行為に比較的効果的に強制されるような団体」のことであり、同じく制定された秩序をもつとはいえ自発的加入を基礎とする「任意団体（Verein）」の対立概念となっている。⁷²⁾ アンシユタルトとしての性格は近代国家に限らず国家一般に当てはまるとはいえ、この性格が充かな形をとるに至ったのは近代国家に

おいてであると言わねばならない。なぜなら、アンシユタルトの定義に含まれている、実定的秩序＝法の創造権の独占という性格が完成するのは、近代国家においてだからである。すなわち、「かつて『法形成』の担い手であった他のあらゆる諸団体が、単一の国家的強制アンシユタルトの中に解消してゆき、今やこの国家アンシユタルトが、自分があらゆる『正当的な』法の源泉であると要求するにいたっている」ことが、近代国家の著しい特徴をなす。⁷³⁾ ウエーバーにおいて「法」とは、強制装置（強制を行うスタッフ）⁷⁴⁾によって規則の遵守を保障している秩序原理であるがゆえに、法形成の正当的独占という事態は、暴力行使の正当的独占と表裏一体のものとみなされているといつてよいであろう。こうした法形成の独占化の過程が絶対主義国家の法典編纂によって推し進められたことはすでに述べた。「自発的法がラント法を破る」というレーエン国家の無政府状態は、完全なアンシユタルトとしての近代国家においてはすでに克服されているのである。

同時に近代国家は、その法秩序の効力が一定の地域的範囲に限定されていると、いう意味で「地域団体（Gebietsverband）」⁷⁵⁾ないし「地域アンシユタルト（Gebietsanstaht）」である。⁷⁶⁾ ウエーバーが国境というものをすぐれて近代的な産物であるとみなしていたことは、先に引用した「この『領域（Gebiet）』という点がメルクマールである」というコメ

ントからも読み取れよう。中世のレーエン制国家における封主—封臣関係は、ピエテートと契約による人的紐帯を根幹とする支配であるがゆえに、レーエン関係は地域を越えていわば網の目状に拡がることになった。「封臣は自由人たる家臣として、複数のヘルからレーエンを受けることができた」⁽⁷⁶⁾ため、明瞭な国境線は存在しなかつたのである。これに対して近代国家の行政秩序と法秩序は、「この団体の中に本当に生まれて来た団体の員のみならず、その支配地域に行われる一切の行為に対して広く有効性を要求する」⁽⁷⁷⁾ようになる。「人的支配」は「領域支配」へと道を譲るのである。

(3) 指導者民主制

先に権力国家の第三の特徴としてあげた、近代法治国家における人格的要素の再興という傾向を、ウェーバーはイギリスを例にとりつつ「指導者民主制(Führerdemokratie)」の理念型をもって提示している。イギリスでは、一八六七年の国民代表法による有権者数の飛躍的増大が、名望家政党から組織政党への急速な転換をもたらした。一挙に拡大した有権者の票を獲得するためには、「一見民主的な体裁をとった諸団体を母体にした巨大な装置を發展させ、都市の各地区に選挙団体を設け、組織を絶えず動かし、一切を厳格に官僚制化することが必要になった」⁽⁷⁸⁾からである。こ

うした政党の官僚制装置(マシーン)は、旧来の政党指導の担い手であった名望家からなる議員団の指図をものは受けつけなくなつた。むしろマシーンがつき従つたのは、非凡な政治的資質と弁説の能力をもつ政党指導者であった。

それは単に、指導者個人のデマゴグ的才能が選挙戦において得票と議席をもたらすからだけではなく、「ある一人の人間のために心から献身的に働いているのだ」という満足感——すべての指導者資質にみられるこの「カリスマ的要素」⁽⁷⁹⁾が、党員たちに精神的動機を与えるからである。かくしてイギリスでは、自由党のグラッドストーンの台頭をもって「選挙戦における独裁者」の登場を迎え、選挙マシンの形成とともに「人民投票的民主制(die plebiszitare Demokratie)」⁽⁸⁰⁾が到来することになった。非人格化されていく政治経営の内部に再び人格的要素が導入されるという逆説的な事態に、ウェーバーは早くも着目したのである。

さて、ウェーバーによれば人民投票的民主制は「被支配者の意思から引き出され、この意思によつてのみ存続する正当性」という形式のもとにかくされたカリスマ的支配」⁽⁸¹⁾に他ならない。被支配者の意思が正当性を調達する源泉として利用されるかぎりにおいてそれは民主制と規定しうるが、選ばれた指導者は被支配者の意思にまったく拘束されることなく「専らみずからの判断によつて行動し、官吏のように、選挙民の明示された・または推定された意思にし

たがって行動することはしない」のである⁽⁸²⁾。さらに、人民投票の民主制がカリスマの支配たる所以は、それが「指導者に対する帰依と信頼との自然的で情緒的な性格」を特徴とし、このことから「非日常的な人物・最大の約束を呈示する人物・刺激手段を最も強烈に利用する人物に対して、これを指導者として従っていくという傾向」が生まれてくる点に求められる⁽⁸³⁾。そうした、指導者への情緒的・無批判的追従のことを、ウェーバーは「精神的プロレタリア化」と命名し、有能な指導者を確保するために支払われるべき「当然の代償」であるとして断言した。結局かれは、人民投票の民主制にともなう危険を十分承知しながら、ドイツにおいても「マシーンを伴う指導者民主制」の何らかの形態を受け入れることが、望ましいばかりでなく不可避であると考へた⁽⁸⁴⁾。何にもまして、政党の名望家と国家の官僚が有能な政治指導者の権力掌握を阻んでいるビスマルク憲法体制こそ、改革されなければならないからである。小さな人口と領土しかもたない中小の国家は別にして、巨大な人口と対外的権益を抱え、列強との対抗を余儀なくされる「権力国家」においては、有能な政治指導者が人民からの信任を後ろ盾にして権力の座につき、国家の意思決定はその指導者個人が己の信念にのみしたがって下し、この決定にもとづいて官僚装置が正確に機能するような、そういう国家のシステムが、たとえ真正の民主主義を多少犠牲に

することがあつたとしても、打ち建てられなければならないのである。人民投票によつて選出され議会に対抗しうる強力な権限をもつた大統領制を導入すべしというウェーバーの提案がワイマール憲法のなかに具体化されたことは、周知のとおりである。

かかる権力国家像が、非人格性と「法の支配」を特徴とする合理的法治国家像と緊張関係にあることは容易に看取れよう。両者に共通する点を敢えて挙げるとすれば、いずれの国家像においても国民主権の觀念を正しく位置付けるべき場が見当たらないことであろう。その限りにおいて、ウェーバーによる国家の定義は「近代国家」には当てはまっても、「近代国民国家(modern nation-state)」には適用できないとするA・ギデンズの指摘は、結論だけをとるならば正しいと言わざるを得ない⁽⁸⁵⁾。では、これら二つの国家像は、ウェーバーの政治思想の内部で一体どのようなように統一されているのであろうか。また、なぜウェーバーは近代国家論において、国民主権という市民革命がもたらした近代的理念をほとんど顧慮することがなかったのか。これらの問題は稿を改めて論ずることにしたい。

ウェーバーの著作からの引用は、以下のような略号を使用した。

WG = Wirtschaft und Gesellschaft, Grundriss der
verstehenden Soziologie, 5. revidierte Aufl.,

Tübingen, 1976.

『概念』＝清水幾太郎訳『社会学の根本概念』岩波文庫、一九八七年。

『支配』＝世良晃志郎訳『支配の社会学』I・II、創文社、一九八六年。

『諸類型』＝世良訳『支配の諸類型』創文社、一九八八年。
『法』＝世良訳『法社会学』創文社、一九八八年。

GpS = Gesammete politische Schriften, 3 erneut
vermehrte Aufl., Tübingen, 1971.

『政治』＝中村貞一ほか訳『マックス・ウェーバー政治論集』I・II、みすず書房、一九八三年。

『職業』＝脇圭平訳『職業としての政治』岩波文庫、一九八八年。

『ロビン』＝林道義訳『ロビン革命論』福武出版、一九六九年。

WG = Wirtschaftsgeschichte von Max Weber, Abriss der
universellen Sozial- und Wirtschaftsgeschichte,
München u. Leibzig, 1924.

『経済史』＝青山秀夫ほか訳『一般社会経済史要論』上・下、岩波書店、一九七一—七二年。

GAZRS = Gesammete Aufsätze zur Religionssoziologie Bd. I,
7, photomechanisch gedruckte Aufl., Tübingen, 1978.

『論選』＝大塚久雄ほか訳『宗教社会学論選』みすず書房、一九八八年。

GA2WL = Gesammete Aufsätze zur Wissenschaftslehre, 4
Aufl., Tübingen, 1973.

(一) Vgl. J. Winckelmann, Legitimität und Legalität in Max

Webers Herrschaftssoziologie, Tübingen, 1952.

W. J. Mommsen, Max Weber und die deutsche Politik
1890-1920, Tübingen, 1974.

柳父國近『ウェーバーとトレルチ』(みすず書房、一九八三年)に、この論争の要点が紹介されている。

G・ルカーチ、生松敏三ほか訳『理性の破壊』(白水社刊
ルカーチ著作集、十二・十三巻所収)。J・P・メイヤー、
五十嵐豊作ほか訳『マックス・ウェーバーの政治社会学』勁
草書房、一九八六年。

(3) 『経済と社会』所収の『支配の諸類型』には、「詳細は国家社会学に属する」「この点の叙述は、国家社会学において続けられる」といった言及が見られる(WdG, S. 168, 『諸類型』一八一—一八三頁)。また、J. Winckelmann によって編集された Max Weber, Staatssoziologie, Berlin, 1966, S. 113 には、ウェーバーが「一般国家学と政治学」と題して予定していた講義のプランが紹介されている。

(4) W・シユルフター、嘉田克彦訳『近代合理主義の成立』未
来社、一九八七年、一一八頁。

(5) W. J. Mommsen, a. a. O., S. S. 407f, 437, 究極的な諸価値の間の非和解性にかんするウェーバーのテーゼ、政治目標の決定を指導者個人の専断事項とみなしがちなかれの指導者民主制論、および指導者選択の技術的手段としての議会という主張は、確かにシユミットの決断主義的独裁理論へと解釈がなされる。確かにシユミットをはらんでいると思われる。このように述べたからといって筆者は、シユミットがウェーバーの「正統的な弟子」であったなどという解釈(J・ハーバース)に賛同するわけではない。両者の間に横たわっている溝もまた

正しく測られる必要がある。第一に、自由主義的基本権に對する両者の評価のちがいである。ウェーバーが議會よりも優越した大統領権力の樹立を提唱したからといって、シュミットのように諸個人の自由と基本権の擁護よりも秩序維持のための国家権力の価値のほうを優先させたわけではない。また、シュミットの人権論にはウェーバーの人権論の核心をなしていた「反權威主義」が抜け落ちており、「たんなる保守主義」に転化してしまっているという上山安敏氏の指摘もある（上山安敏『ウェーバーとその社会』ミネルヴァ書房、一九七八年、三三四頁）。この点に関連して第二に指摘されるべきは、両者が大統領権力に期待した役割をめぐらちがいである。ウェーバーの大統領制論は、指導者の選択が自由に行われるような制度的枠組みを前提にしているのみならず、官僚制的停滞から免れた自由で開かれた競争社会——もちろんこの社会のイメージにはウェーバーのアルジュウ的価値基準が投影されているが——を擁護することを大統領に期待したものであった。かれの指導者民主制論は自由主義的目的を根底に据えたものであって、シュミットのような權威主義的体制を志向する独裁論とは異なるのである。第三に、確かにウェーバーには政治目標の決定を指導者個人の決断に委ねる傾向があつたけれども、シュミットの「規範なき決断主義」とは異なり指導者に対する拘束としては「責任倫理」を課することを提案していた。ただしその際「責任倫理」は、一切の価値や理想を省みないでただ政策遂行の手段・条件・結果のみを考量するような「道具主義的」ないし「技術主義的」倫理にすぎなかつたと解釈するのではなく、T・パーソンズの言つように「究極的価値間の比較秤量」をも要請する倫理で

あつたと見るべきであろう（T・パーソンズ、稲上毅ほか訳『社会的行為の構造』5、木鐸社、一九八九年、八頁以下）。

(6) ウェーバーの国家観に内在する矛盾については、すでにE・バウムガルテンによって指摘されている。かれはウェーバーが一方では「国家に對する抵抗の心構えを個人の独自の価値の基準とすること」を推奨しながら、他方では「国家を最高の価値と力にまで高める」傾向をもっていたと述べ、前者のいわば自由主義的な主張は国家に對する屈従を生ぜしめないための実践的な提言であるのに對して、後者の権力国家的見方のほうは「事態の經驗的な記述」であるという解釈を加えている（E・バウムガルテン、生松敏三訳『マックス・ウェーバー 人と業績』福村出版、一九七一年、七五頁以下）。しかしながら、この解釈は支持し難いように思われる。

というのも、国家の經驗的な記述のうちには権力国家像のみならず合理的・自由主義的国家像をも見出し得るし、学問的な作品以外の諸論文においても国家権力への批判的態度を説く部分とならんで国民国家の意義を最大限に強調する部分が存在するからである。この矛盾に納得のいく説明を与えるためには、ウェーバーが身をおいた時代の文脈とかれの政治思想にもう少し立ち入って解釈する必要がある。

(7) GARS, S. 3-4. 『論選』九頁。

(8) 「合理的国家という意味での『国家』は、ただ西洋にのみ存在した」「合理的国家は専門的官僚と合理的法律とを基礎として成り立」(WG, S. S. 289-290. 『經濟史』下、二一五-二一六頁)。

(9) GARS, S. 268. 『論選』八四頁。

(10) WG, S. 567-568. 『支配』I、一〇六頁以下。

- (11) GazWL, S. 475. 『支配』 I, 三三三頁。
- (12) WuG, S. 496. 『法』 四八三頁。
- (13) WuG, S. 513. 『法』 五三四―五三五頁。
- (14) WuG, S. 19. 『概念』 五九頁。
- (15) GpS, S. 320. 『政治』 II, 三三〇頁。
- (16) WuG, S. 556. 『支配』 I, 七四頁。
- (17) 「特殊官僚制的な近代国家の支配者 (der Beherrscher eines spezifisch bürokratischen modernen Staates (プロイセンのフリードリッヒ大王を指している)) が「国家第一の公僕」と自称したように」(WuG, S. 552. 『支配』 I, 六一頁)。「家産官僚制的な近代国家の最初の時期」(WuG, S. 599. 『支配』 I, 二〇六頁)。
- (18) GpS, S. 517. 『職業』 二九頁。
- (19) GazWL, S. 477. 『支配』 I, 三五頁。
- (20) GpS, S. 320. 『政治』 II, 三五〇頁。
- (21) WuG, S. S. 575, 599. 『支配』 I, 二二九、二二二、二〇六頁。
- (22) WuG, S. 565. 『支配』 I, 九八頁。
- (23) WuG, S. 553. 『支配』 I, 六四頁。
- (24) 上山安敏『ドイツ官僚制成立論』有斐閣、一九八八年、二二―三二頁以下。
- (25) WuG, S. 601. 『支配』 I, 二〇八頁。
- (26) WuG, S. 165. 『諸類型』 一六四頁。
- (27) 官僚制のこれら六つの機能様式については、WuG, S. S. 551―552. 『支配』 I, 六〇―六三頁。
- (28) WuG, S. 643. 『支配』 II, 三六四―三六五頁。
- (29) WuG, S. 395. 『法』 一〇二頁。
- (30) WuG, S. S. 396―397. 『法』 一〇四―一〇五頁。
- (31) WuG, S. S. 487―489. 『法』 四四六―四五〇頁。
- (32) GpS, S. 522. 『職業』 三七頁。
- (33) WuG, S. S. 491―492. 『法』 四六五頁。
- (34) WuG, S. 492. 『法』 四六六―四六七頁。
- (35) WuG, S. 469. 『法』 三九九頁。なおパンテクテン法学の特徴については、山田晟『ドイツ普通法理論』(尾高朝雄ほか編『法哲学講座』第三巻、有斐閣、一九二六年所収)、E・エールリッヒ『河上倫逸ほか訳『法社会学の基礎理論』(みすず書房、一九八四年)を参照した。
- (36) WuG, S. S. 393―394. 『法』 九四頁。
- (37) WuG, S. S. 165―166. 『諸類型』 一七三―一七四頁。
- (38) WuG, S. 394. 『法』 九五頁。
- (39) 佐藤功『比較政治制度』東大出版会、一九六七年、三〇―三二頁。
- (40) WuG, S. S. 166―167. 『諸類型』 一七七頁。
- (41) WG, S. 270. 『経済史』下、一七二頁。
- (42) WG, S. S. 270―271. 『経済史』下、一七三―一七四頁。
- (43) WuG, S. 675. 『支配』 II, 四七九頁。
- (44) WuG, S. 714. 『支配』 II, 六二二頁。「国家市民」の起源にかんする以上の叙述は、田中豊治『ウェーバー都市論の射程』(岩波書店、一九八六年)のV章「ウェーバー都市論における『市民』の問題」を参照した。
- (45) GpS, S. 268. 『政治』 I, 二八七頁。
- (46) GpS, S. 324. 『政治』 II, 三五四頁。
- (47) I・カント「人倫の形而上学」(理想社刊『カント全集』第十一巻所収) 一七七頁。H・ライス、樽井正義訳『カントの政治思想』(共立出版、一九八九年) 五一、六六頁。

(48) WaG, S. 733f 『狹』六五五頁。 Vgl. G. Jellinek, Die Erklärung der Menschen- und Bürgerrechte, 4. Aufl., München u. Leibzig, 1927. ウェーバーが個人主義的自由権の憲法による法定化を近代国家の必須の要件と考えていたことは、ロシア革命にかんするかれの論文にはっきりと読み取ることが出来る。そこでかれは、「譲り渡すことのできない人権」という古い個人主義的な根本思想」は「西洋人にとっては、食べあきた黒人」のやうに、「ありふれた」ものとなつてしまつてゐる」が、「この思想が未だ根づいておらず、その法的保証もおぼつかないロシアのような「似而非立憲制」国家においては「死活にかかわる大問題である」と述べてゐるのである (GpS, S. 62, 『ロシア』七八頁)。W・J・モムゼンがウェーバーは自由主義的法治国家の理想を放棄したかのやうに論じてゐるのは明らかに行き過ぎであるとなつてゐる。D・ビーサムの指摘は正当である (W. J. Mommsen, a. a. O., S. 416f. D・ユースム、住谷一彦ほか訳『マックス・ウェーバーと近代政治理論』未来社、一九八八年、一四〇頁以下)。モムゼンは最新の著作 (The Political and Social Theory of Max Weber, Polity Press, 1989) に於いて、J・コッカ、D・ビーサム、A・ギデンズらの批判を意識してか、ウェーバーの自由主義的側面とナショナリストとしての側面を同等に評価する方向へと解釈を若干修正しているように見受けられるが、相変わらず「ウェーバーにとっては、自由主義的な憲法上の諸権利は、それ自体としてはいかなる指針をも与えてはくれない自明の理、あるいは空虚な定式に成り下がつてゐた」(W. J. Mommsen, op. cit., p. 30) といった主張を繰り返してゐる。

- (49) WaG, S. 167. 『諸類型』一七九頁。
 (50) WaG, S. 168. 『諸類型』一八二頁。
 (51) GpS, S. 360f. 『政治』II 三九四頁以下。
 (52) WaG, S. 172~173. 『諸類型』一九四一―一九六頁。
 (53) GpS, S. 360f. 『政治』II 三九四頁以下。
 (54) GpS, S. 339. 『政治』II 三七一頁。
 (55) WaG, S. 172. 『諸類型』一九四頁。
 (56) GpS, S. 545f. 『職業』七十七頁。
 (57) GpS, S. 401. 『政治』II 四三七頁。
 (58) GpS, S. 348, 404. 『政治』II 三八〇、四四〇頁。
 (59) GpS, S. 353. 『政治』II 三八六頁。
 (60) GpS, S. 398f. 『政治』II 四三四頁以下。
 (61) E. R. Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Bd. 2, Stuttgart, 1960, S. 19.
 (62) GpS, S. 340. 『政治』II 三七二頁。ビスマルク・レジームを「官憲国家」と規定し、これに理想としての「人民国家」を対置するという考え方は、ワイマール憲法を起草した憲法学者であるH・プロイスがギールケの理論に依拠して唱へたものであり、ドイツの議会主義化を要求する自由主義者たちに共通のスローガンとなつていたやうである。ただし「人民国家」というタームは、プロイスにおいては共和制という意味合いが濃いのに對して、ウェーバーにおいては君主と議會(政党指導者)とが共同して権力を行使する体制を指しているという違いがある。君主制論者であつたウェーバーが「人民国家」というタームを「そう呼ぶことが正しいかどうかは別にして」という留保条件つきで用いてゐるのは、このタームが共和制を連想させるやうな響きをもつからであらう。な

おプロイスの「人民国家」論については、初宿正典「フーゴ・プロイスとヴァイマル憲法構想」(宮田光雄編)『ヴァイマル共和国の政治思想』創文社、一九八八年所収)を参照されたい。

(63) 赤木須留喜「ドイツ法治国家の論理と構造(一)」(『国家学会雑誌』七十八巻九・十号所収)。

(64) 合理的法治国家というウェーバーの近代国家像ならびに合法的支配の理念型のモデルとなっているのは、ドイツの公法実証主義であったと思われる。例えば公法実証主義の代表者であるP・ラーバントは「支配権力は近代的な文明化された国家においては、恣意的な権力ではなく、法規によって拘束された権力である。国家が法規に基づくことなしにその所属者に作為を要求したり拘束を課したり、命令や禁止を発したりすることができないのが、法治国家のメルクマールである」という有名な命題を唱えたが(P. Laband, Staatsrecht des deutschen Reiches, Bd. 2, 5. Aufl., Tübingen, 1911, S. 186)この理論の影響を受けたオランダの法学者H・クラッペはラーバントの命題をさらに徹底させて「われわれはもはや、自然の人格であれ法人格であれ、人格というものによる支配のもとで生活しているのではない。むしろ規範あるいは精神的な諸力の支配のもとで生活しているのである。この点において、国家の近代的な観念が示されているのである」という法主権説を展開していった(H. Krabbe, The Modern Idea of the State, New York, 1922, p. 8. 初版は一九〇六年)。直接的な理論的影響までは推測できないにしろ、合法的支配の非人格性や近代国家に坎するウェーバーの考察には、こうした公法学における支配的見解が反映しているとみてよいであら

う。
(65) Vgl. H. Heller, Hegel und der nationale Machtstaatsgedanke in Deutschland, Leipzig u. Berlin, 1921.

(66) W.G., S. 296f. 『経済史』下、二二九頁。

(67) GpS., S. 505f. 『職業』八頁以下。

(68) GpS., S. 510~511. 『職業』一七頁。

(69) GpS., S. 506f. 『職業』九頁以下。

(70) GpS., S. 14~15. 『政治』I, 五二~五三頁。

(71) 「おそらく強力による共同行為的となる敵は、当該地域の内外における敵であるかもしれない」(WuG, S. 515)。さらにウェーバーは、近代国家の主要機能の一つとして「外部に對する組織的な強力による防衛(軍事行政)」を挙げている(WuG, S. 516)。

(72) WuG, S. 28. 『概念』八五頁。

(73) WuG, S. 413. 『法』一〇八頁。

(74) WuG, S. S. 17, 393. 『概念』五五頁、『法』九三~九四頁。

(75) WuG, S. 30. 『概念』九一頁。

(76) WuG, S. 636. 『支配』II, 三三八頁。

(77) WuG, S. 30. 『概念』九二頁。

(78) GpS., S. 535. 『職業』五九頁。

(79) GpS., S. 533. 『職業』五五頁。

(80) GpS., S. S. 535, 533. 『職業』六〇、五三頁。

(81) WuG, S. 156. 『諸類型』一五六頁。

(82) GazWL, S. 488. 『支配』I, 五六頁。

(83) WuG, S. 157. 『諸類型』一四一頁。

(84) GpS., S. 544. 『職業』七四頁。

(85) A. Giddens, Nationstates and Violence, in: Social Theory

and Modern Sociology, Polity Press, Cambridge, 1987, p.168. ただし、このギテンズの指摘は、ウェーバーの近代国家の定義では市民権やナショナリズムといった国民国家に必須の要素が考慮されていないというものであって、筆者の見解とは異なる。既述したように、ウェーバーは「国家市民権」を近代国家の要件に数え入れているし、ナショナリズムも考慮に入れている。むしろ国民主権の欠如がウェーバーの近代国家論を「近代国民国家」論から遠ざけていると言うべきだろう。

(神戸大学大学院文化学研究科)